

## 独立行政法人空港周辺整備機構 平成26年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定めます。

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

#### （1）業務の確実な実施

##### ① 再開発整備事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、修繕などの維持管理を適切に実施します。
- ロ 事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と面談を行うなど、経営状況の把握に取り組みます。
- ハ 事務処理の効率化を図るため、引き続き貸付物件に係る電子資料の充実を図り、関係者間の円滑な情報の共有に努めます。

##### ② 民家防音工事補助事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 円滑な事業執行を図るため、関係自治体と緊密な連携を図ります。具体的には、関係自治体担当者との会議を開催し、事業の制度周知や情報の共有を図ります。また、自治体広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により住民への事業制度の周知を図るとともに、事業に関する問い合わせや相談などに対して懇切丁寧な対応を行います。
- ロ 事務処理の効率化を図るため、引き続き防音工事システムの的確な運用に努めるとともに、申請書類の簡素化などの見直しを行います。

##### ③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 円滑な事業執行を図るため、移転対象物件についての照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談などに対し懇切丁寧な対応を行います。また、新たに申請手続きを分かりやすく解説した「しおり」を作成し申請者に配布します。
- ロ 事業制度の周知を図るため、関係自治体と緊密な連携を図り、自治体広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行います。
- ハ 事務処理の効率化を図るため、土地測量、土壤汚染状況調査及び不動産鑑定評価等の各種調査、並びに申請者との契約交渉などのスケジュール管理を的確に行います。

#### ④ 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

イ 買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を実施します。

ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行います。また、施工管理資料について、簡素化を検討します。

### (2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

#### ① 国及び関係自治体との連携

イ 福岡空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」や業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図ります。

ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

#### ② 広報活動の充実

機構の事務・事業の運営状況について、国民に対する的確な情報を積極的に提供し、透明性を確保します。

イ ホームページにて、公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供及び毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表します。

ロ ホームページについて、常に最新の情報に更新します。また、情報の正確性を確保するとともに、国民がより理解しやすい内容への見直しを行います。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布及び自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。

#### ③ 地域への啓発活動

イ 教育機関等からの環境学習や見学の要望に適切に対応するとともに、福岡空港に近接する小中学校へ環境学習受入の働き掛けを行うなど、福岡空港周辺環境対策への理解を得るよう努めます。

ロ 福岡空港周辺環境対策事業についての地域住民の関心を高め、また、理解を得るため、「空の日」をはじめとする空港に係る各種行事や「連絡協議会」を活用し、啓発活動を行います。

#### ④ 地域住民のニーズの把握

次の取組を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

イ ホームページやパンフレット等を活用し、国民からの意見を募集します。

ロ 事業対象者に対するアンケート調査の実施について検討します。

ハ 機構に寄せられた質問・意見について適切に対応を行うとともに、整理・分析を行います。

## 2. 業務運営の効率化に関する年度計画

### (1) 組織運営の効率化

イ 事業三課体制を二課体制へ見直すために必要となる専門職種の有機的な連携及び

組織の効率化の方策について検討を行います。

- ロ 管理要員の定員を見直すための方策について検討を行います。
- ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行います。

## (2) 人材の活用

- イ 出資者である国及び地方公共団体と綿密な人事調整を行い、事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材の確保に努めます。
- ロ 職員の能力開発を促進するため、内部研修を実施するとともに、外部研修等へも積極的に職員を参加させます。

## (3) 経費の効率的な執行

### ① 事業費の抑制

事業費について、引き続き事業執行方法の効率的かつ合理的な執行に努め、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

### ② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、引き続き業務の見直し及び簡素化を推進するなど業務運営の効率化を図ることにより、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

## (4) 契約の見直し

契約については、引き続き「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえた取組を行い、競争性及び透明性の確保を図ります。

- イ 随意契約について、引き続き「随意契約等見直し計画」（平成22年5月策定）に沿った取組を実施し、その取組状況を公表します。
- ロ 一般競争入札等の競争性のある契約について、引き続き仕様書等の見直し・入札参加要件の緩和・入札結果の公表等を実施し、競争性・透明性が十分に確保されるよう努めます。
- ハ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について重点的にチェックを受け、その結果を公表します。

## (5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、次の取組について更に充実・強化を図ります。

- イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図ります。
- ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。
- ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。
- ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画  
予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。
4. 短期借入金の限度額  
資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とします。
5. 重要な財産の処分等に関する計画  
該当ありません。
6. 剰余金の使途  
固有事業（再開発整備事業）の業務運営に必要な経費に充てます。
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項
  - (1) 人事に関する計画  
給与水準については、今後とも国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努め、その取組状況を公表します。

## 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	3,072
業務収入	644
補助金収入	176
受託金収入	2,215
負担金収入	34
長期借入金等収入	—
雑収入	2
繰越金受入	—
支出	3,040
福岡固有事業	473
受託事業	2,048
その他事業	124
人件費	312
一般管理費	83

## 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,023
経常費用	3,023
業務費用	2,625
固有事業	452
受託事業	2,049
その他事業	124
一般管理費	395
人件費	313
物件費	81
減価償却費	1
財務費用	4
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	3,084
経常収益	3,084
業務収入	644
受託収入	2,215
補助金等収益	224
財務収益	0
雑益	0
臨時利益	—
純利益	61
目的積立金取崩額	—
総利益	61

## 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,425
業務活動による支出	2,953
投資活動による支出	—
財務活動による支出	98
翌年度への繰越金	374
資金収入	3,425
業務活動による収入	3,072
業務収入	644
受託金収入	2,215
その他の収入	212
投資活動による収入	0
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	353

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。